

<別添>

事務連絡  
令和2年5月1日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

#### 緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、同事務連絡などでお示ししているとおりの対応をお願いします。

また、子どもの健全な育成を図るとともに保護者を支援するという保育所等の役割や、通常どおり運営費の支給が行われている状況を踏まえ、登園自粛や臨時休園を継続する場合の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日付け事務連絡）でお示ししているとおりの対応について、保育所等において、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への定期的な状況確認（概ね1週間に1回以上）などをお願いします。

さらに、当初想定されていた期間を超える登園自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、保育等が必要となる事例も考えられることから、市区町村等においては、すべての保護者に対し、子どもの保育等の提供の必要性を再度確認し、適切に保育等が提供されるようご対応をお願いします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等の実施をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)